

# 入国前結核スクリーニング

EY行政書士法人

2025年3月10日



The better the question. The better the answer. The better the world works.



Shape the future  
with confidence



# 入国前結核スクリーニングについて

# 入国前結核スクリーニング導入の背景

## 国内結核患者 の増加

国内新登録結核患者数は増加しており、年間1万人以上が結核患者として登録され、1,500人以上が死亡しています。  
(厚生労働省ウェブサイトより)

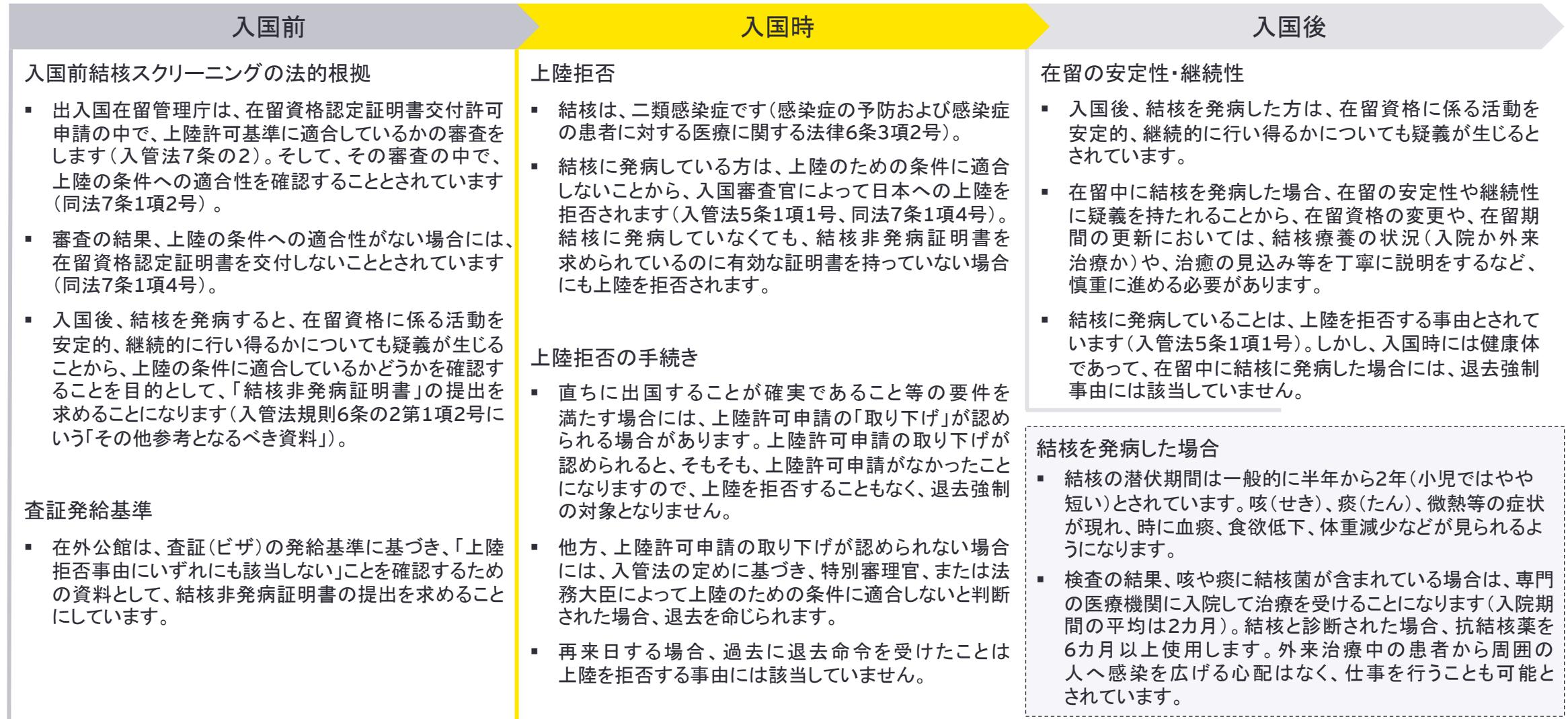
## 国内結核患者 (外国生まれ) の増加

例えば、令和5年 新登録結核患者数は、約1万人であり、そのうち、外国生まれの患者数1,619人とされています。

## 結核患者と 上陸拒否事由

結核患者(二類感染症)は、日本への上陸は拒否されています(出入国管理および難民認定法5条1項1号、以下「入管法」といいます)。

# 結核を巡る入国前後の法的整理



# 入国前結核スクリーニングの概要

対象となる国籍	フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマーおよび中国
対象となる国・地域	フィリピン、ベトナムおよびネパール (*1) 居住国の滞在許可証等により、現在の居住地が対象国以外の国または地域であることが確認された場合は、対象外
対象となる在留資格	中長期在留者 (*2) (*3) デジタルノマドビザおよびその配偶者と子(在留資格「特定活動:53号・54号」)

(\*1) インドネシア、ミャンマー、中国については現在調整を行っており開始時期は未定です。

(\*2) 中長期在留者とは日本に在留資格を持って在留する外国人のうち、  
1. 3ヶ月以下の在留期間が決定された方  
2. 短期滞在の在留資格が決定された方  
3. 外交または公用の在留資格が決定された方  
4. 1~3までに準ずる者として法務省令で定める方  
のいずれか以外の方をいいます(入管法第19条の3)。

(\*3) 以下の方々は、入国前に結核検査を目的とした胸部レントゲンを含む健康診断が課されている制度の下で入国・在留をするため、当面の間適用対象外とされます。  
1. JETプログラム参加者  
2. JICA研修員(長期・短期)  
3. JICA人材育成奨学計画(JDS)留学生  
4. 大使館推薦による国費留学生  
5. 外国人留学生の教育訓練の受託事業  
6. 当該国とのEPAに基づく看護師・介護福祉士  
7. 特定技能外国人  
8. 特定活動告示第55号(特定自動車運送業準備)  
9. 家事支援外国人材受入事業(特区法第16条の4)

# 入国前結核スクリーニングの概要

## ■ 入国前スクリーニングの開始時期

対象国	検診開始時期	結核非発病証明書提出義務付け(*1)
フィリピン、ネパール	2025年3月24日(予定)	2025年6月23日(予定)
ベトナム	2025年5月26日(予定)	2025年9月1日(予定)
インドネシア、ミャンマー、中国	開始に向け準備中	左に同じ

(\*1) 申請日を基準とします。また、在留資格認定証明書交付申請を結核非発病証明書の提出義務付けの期日前に行い(例えば6月1日)、結核非発病証明書を提出せず、在留資格認定証明書の交付を受け(9月1日)、査証申請日が結核非発病証明書の提出義務付けの期日以降となった場合(例えば9月15日)は、査証申請時に結核非発病証明書を提出する必要はありません。  
ただし、申請者が結核の自覚症状(咳・痰が2週間以上続いたり、3ヶ月、微熱や身体のだるさが続く場合等)がない場合を想定しており、上記カッコ内の症状が自覚症状としてみられる場合は、結核検査を受診することが望ましいとされています。

## ■ 対象年齢

小児も対象となります(ただし、5歳未満の小児においては、問診・身体検査で活動性結核を疑う所見がある場合に、成人同様に胸部レントゲン検査が行われます。問診・身体検査で活動性結核を疑う所見がない場合には、ツベルクリン反応検査<TST>またはインターフェロンγ遊離試験<IGRA>が実施されます)。

## ■ 妊婦

妊婦も対象となります(特に妊娠初期における胸部レントゲン撮影の胎児への影響は小さいものの、一定のリスクが伴います。したがって、以下の2つの代替の選択肢をご自身の責任で検討してください。①出産後まで健診を延期する、②プロテクターを装着しての胸部レントゲン撮影を行う)。

# 入国前結核スクリーニングの対象者の判断方法

入国前結核スクリーニングの対象者かどうかの判断は、やや分かりにくくなっています。

以下のステップで、対象者かどうかを確認する方法をお勧めしています。

## STEP 1

### 適用対象外か?

以下の条件に該当する渡航者は、入国前結核スクリーニングの対象外となります。

現在の居住地による適用除外

- 現在の居住地が対象国(フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマーおよび中国)以外の国・地域であることが、居住国の滞在許可証等によって確認された方

入国前に結核検査を目的とした胸部レントゲンを含む健康診断が課されている制度の下で入国・在留する方の適用除外

- JETプログラム参加者
- JICA研修員(長期・短期)
- JICA人材育成奨学計画(JDS)留学生
- 大使館推薦による国費留学生
- 外国人留学生の教育訓練の受託事業
- 当該国とのEPAに基づく看護師・介護福祉士
- 特定技能外国人
- 特定活動告示第55号(特定自動車運送業準備)
- 家事支援外国人材受入事業(特区法第16条の4)

## STEP 2

### 希望する在留期間は?

希望する在留期間が、3ヶ月を超えていることを確認してください。

- 3ヶ月以下である場合には、対象外となります。
- CoEに記載されている在留期間が3ヶ月を超えている場合であっても、上陸時の審査で、3ヶ月以下の在留期間となる場合もありますのであらかじめご承知おきください。

## STEP 3

### 渡航者の国籍は?

渡航者の国籍が、フィリピン、ベトナム、ネパールのいずれかを確認してください。

- 国籍は、旅券の写し等を以て確認してください。

## STEP 4

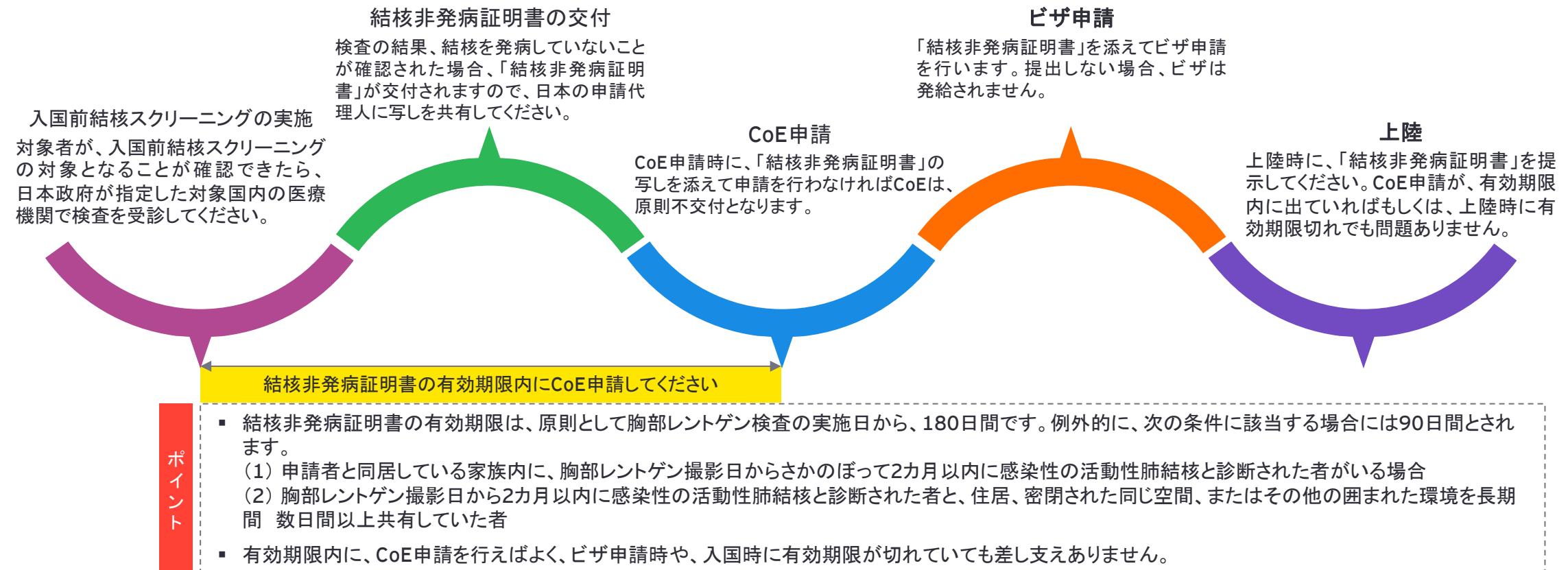
### 渡航者の現居住国は?

渡航者の現在の居住国が、フィリピン、ベトナム、ネパールのいずれかを確認してください。

- 現在の居住国は、公的な身分証明書(運転免許証等)で確認してください。
- 対象国以外に居住している場合には、居住国の滞在許可証などによって確認してください。
- 対象国以外に、出張で一時的に滞在しているなどは入国前結核スクリーニングの対象外とはなりません。

# 入国前結核スクリーニングの方法

1. 入国前結核スクリーニングを実施し、結核非発病証明書が交付されなければCoE申請ができません。
2. 入国前結核スクリーニングの実施については、余裕をもって行ってください。CoE申請の1ヶ月前には、検診を受けるようにしてください。





# 指定医療機関情報(2025年2月28日現在)

# 入国前結核スクリーニングの指定医療機関

## フィリピン

受付開始(2025年3月24日～)

### 〈 MANILA ／ マニラ 〉

【クリニック名】IOM Manila Health Centre  
【住所】Trafalgar Plaza Building, 105 H.V. Dela Costa St., Brgy. Belair, Makati City 1227 Metro Manila, Philippines  
【電話番号】(+63) 9175934688 (+63) 9199934667  
【WEBサイト】<https://philippines.iom.int/manila-health-centre>

### 〈 BAGUIO ／ バギオ 〉

【クリニック名】Nationwide Health Systems Baguio, Inc.  
【住所】Room 1, Ground Floor, EDY Building, 144 Kisad Road, Baguio City, 2600, Philippines  
【電話番号】(+63) 742446036  
【WEBサイト】<https://nhsgroup.ph/baguio.html>

### 【クリニック名】Nationwide Health Systems Aux, Inc.

【住所】2nd Floor Zeta II Annex Bldg 191 Salcedo Street Legaspi Village, Makati City, 1229, Philippines  
【電話番号】(+63) 288100785  
【WEBサイト】<https://nhsgroup.ph/makati.html>

### 〈 DAVAO ／ ダバオ 〉

【クリニック名】Nationwide Health Systems Davao, Inc.  
【住所】2nd floor Central Lab Tower E. Quirino Ave. Brgy 10-A Poblacion District, Davao City, 8000, Philippines  
【電話番号】(+63) 822965136  
【WEBサイト】<https://nhsgroup.ph/davao.html>

### 【クリニック名】St. Luke's Medical Center Extension Clinic

【住所】1177 J. Bocobo Street, Ermita, Manila  
【電話番号】(+63) 285210020  
【WEBサイト】<https://www.slec.ph>

### 〈 CEBU ／ セブ 〉

【クリニック名】Nationwide Health Systems Cebu, Inc.  
【住所】Units C103 C104 B108 Tango Plaza Bldg., Queen's Road, Kamputhaw, Cebu City Philippines  
【電話番号】(+63) 322386053  
【WEBサイト】<https://nhsgroup.ph/cebu.html>



- 申請者(外国人本人)が負担します
- 検診費用は、指定健診医療機関により異なります
- 健診にかかる諸料金は、指定健診医療機関の窓口やウェブサイト等を確認してください

# 入国前結核スクリーニングの指定医療機関

## ネパール

受付開始(2025年3月24日～)

### 〈 KATHMANDU / カトマンズ 〉

【クリニック名】 CIWEC Hospital Pvt. Ltd.

【住所】 Lainchour, Kathmandu, Nepal \*Opposite the British Embassy

【電話番号】 (+977) 14524111 (+977) 9847758380

【WEBサイト】 <https://www.ciwechospital.com>

### 【クリニック名】 Grande International Hospital

【住所】 Dhapasi, Kathmandu, Nepal

【電話番号】 (+977) 9801202504

【WEBサイト】 <https://www.grandehospital.com>

### 【クリニック名】 IOM Migration Health Assessment Center

【住所】 Lazimpat Sadak, Panipokhari, Ward-3, Kathmandu, Nepal

\*Opposite the Embassy of Japan

【電話番号】 (+977) 15970001 (+977) 9801004586

【WEBサイト】 <https://nepal.iom.int/health-assessment>

### 【クリニック名】 Norvic International Hospital & Medical College Ltd

【住所】 Thapathali, Kathmandu, 44600, Nepal

【電話番号】 (+977) 15970032

【WEBサイト】 <https://norvichospital.com>

### 【クリニック名】 Siddhi Poly Clinic Health Service

【住所】 Dillibazaar, Charkhal, Kathmandu, Nepal.

【電話番号】 (+977) 14547604

【WEBサイト】 <https://www.siddhilab.com.np>

### 【クリニック名】 TRAVEL AND MOUNTAIN MEDICINE CENTER

【住所】 KALDHARAMARG 20356, KATHMANDU, BAGMATI 44600, NEPAL

【電話番号】 (+977) 14963614

【WEBサイト】 <https://tmmcnepal.com>

### 〈 POKHARA / ポカラ 〉

#### 【クリニック名】 CIWEC Hospital Pvt Ltd, Pokhara Nepal

【住所】 14th Street, Lakeside, Pokhara, 33700, Nepal

【電話番号】 (+977) 61453082 (+977) 61457053

【WEBサイト】 <https://ciwechospital.com>

### 〈 DAMAK / ダマック 〉

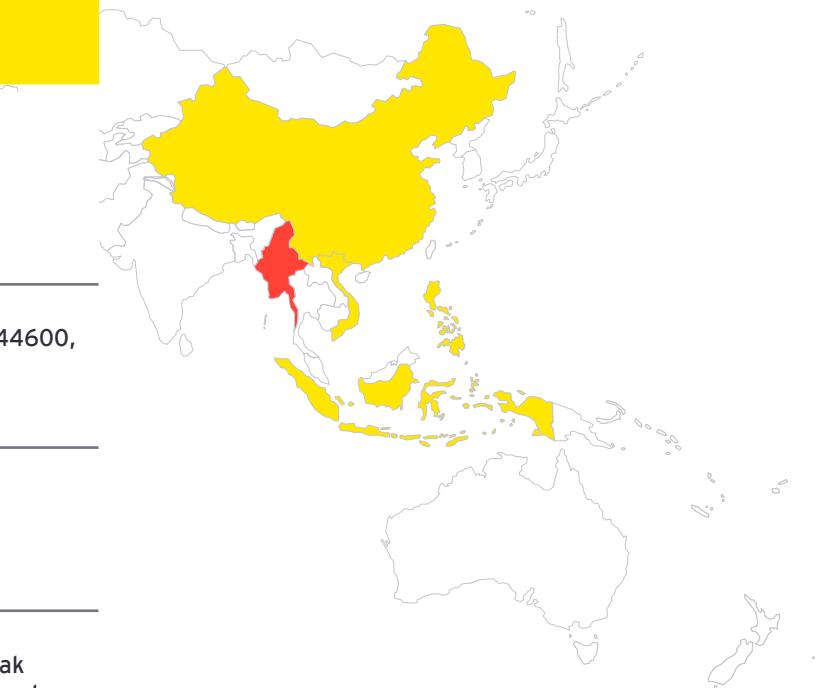
#### 【クリニック名】 IOM Migration Health Assessment Center Damak

【住所】 Devkota Chowk-6, New Vegetable Market, Jhapa, Nepal

【電話番号】 (+977) 15970001 (+977) 9801004586

【WEBサイト】 <https://nepal.iom.int/health-assessment>

- 申請者(外国人本人)が負担します
- 検診費用は、指定健診医療機関により異なります
- 健診にかかる諸料金は、指定健診医療機関の窓口やウェブサイト等を確認してください



# 入国前結核スクリーニングの指定医療機関

ベトナム

受付開始(2025年5月26日～)

調整中  
(順次公表予定)



- 申請者(外国人本人)が負担します
- 検診費用は、指定健診医療機関により異なります
- 健診にかかる諸料金は、指定健診医療機関の窓口やウェブサイト等を確認してください



資料

# 資料

---

厚生労働省「入国前結核スクリーニング特設サイト」

(JPN) <https://jpets.mhlw.go.jp/jp/>、(EN) <https://jpets.mhlw.go.jp/index.html>

---

厚生労働省  
「入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001469285.pdf>

---

厚生労働省「日本入国前結核健診の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001365232.pdf>

---

結核対策多言語リーフレット(東京都 保健医療局)

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/info/kekkaku/kekkaku/tagenngo>

---

結核患者の対応に関わられる事業者様へ(熊本県 阿蘇保健所) <https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/62926.pdf>



お問い合わせ

# お問い合わせ

---



木島 祥登 (Yoshito Kijima)

EY行政書士法人  
ピープル・アドバイザリー・サービス・タックス  
パートナー

Tel: +81 70 2478 0144  
Fax: +81 3 3506 1268  
Email: [yoshito.kijima@jp.ey.com](mailto:yoshito.kijima@jp.ey.com)

- 2021年 EY行政書士法人入所
- グローバル企業やスタートアップ企業向けのインバウンド・アウトバウンドイミグレーション、富裕層向けのイミグレーションサービス(Citizenship by Investment)等、幅広いイミグレーションサービスを提供している。
- 外資系企業の日本市場に参入する際のサポートとして、会社設立、許認可等に関する専門的なアドバイザリー業務を税務、労務の部門と協働し提供している。
- 著書(共著):『Q&A外国人をめぐる法律相談』(新日本法規出版)寄稿記事:『AIと税務・会計・法務 (8) 海外人事や入管でも活用』(日経産業新聞、2023年12月25日)など
- 行政書士(日本)

## EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限责任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EY行政書士法人について

EY行政書士法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、EYのピープル・アドバイザリー・サービスの一部門として、クライアントのグローバルモビリティ戦略とその実行・運用を支援します。イミグレーションに係るコンプライアンスとコンサルティングのスキルを融合し、また、グローバルネットワークを駆使して、クロスボーダーの人事異動、いわゆるモビリティサービスをワンストップで提供します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/about-us/ey-immigration-corporation](https://ey.com/ja_jp/about-us/ey-immigration-corporation)をご覧ください。

© 2025 EY Immigration Corporation  
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY行政書士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。また、著作権について記事、写真、表、図面、グラフなど、本書で提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)